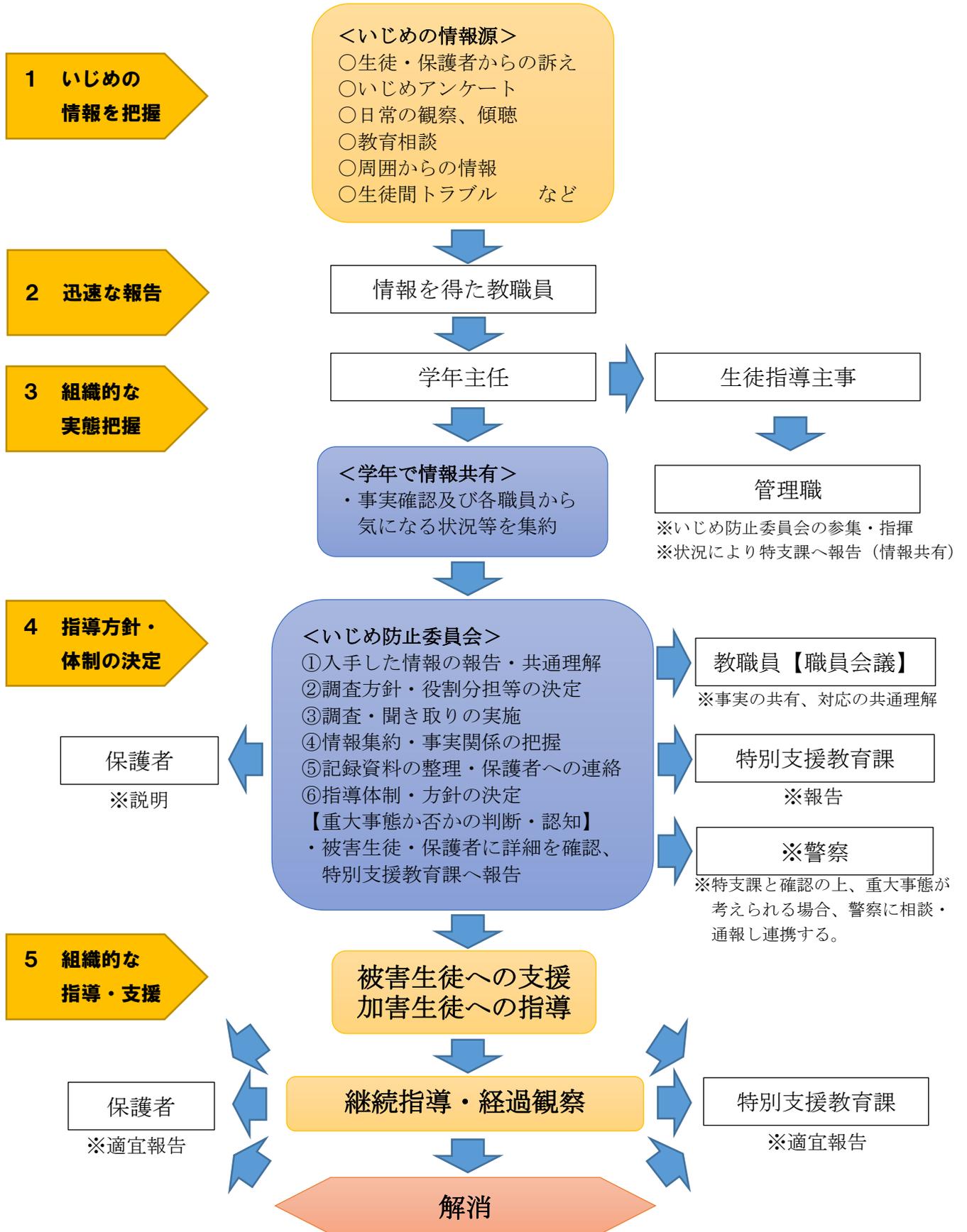


いじめ発生時の対応フローチャート



※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、3か月以上継続していること。
- ②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことと認められること。